

2014年度 まち連の活動方針が決定

まち連だより



2014年
4・5月号

まち連の活動方針について、昨年より半年近くに渡って参加自治会からのご意見・ご要望を頂きながら議論を続けてきました。その中で「仰木の里の地盤に関する調査で得た情報を地域防災の観点で役立てるべき」、「自治会間の交流を様々な機会を捉えて行ってもよいのではないか」という意見が寄せられました。このような議論を踏まえ、2014年度は新たに「まちづくり」、「コミュニケーション」をテーマに掲げた活動も行っていく方針が確認されました。従来通り、地域住民が幸福の科学学園運営に抱く不安の払拭に向けた地元説明を求める活動や、行政への情報公開請求活動、建築関連訴訟の支援活動等も継続します。仰木の里学区自治連とも連携する一方で、個人・自治会からの前向きな意見が反映されるよう検討推進して参りますので、ご支援をお願い致します。

○活動方針

『子供や孫に誇れるまちづくりに、自分なりのやり方で少しでも貢献するといった自覚をもって、“穏やかな仰木の里”を守り、安全で安心できるまちをつくる』

○目指す役割

- (1) 行政(滋賀県・大津市)や議員に地元意見を届ける
- (2) 学園の建築・土木の許認可プロセスを検証する
- (3) 住民の問題と法律的な問題の解決を目指す
- (4) まち連の活動を広く地域・住民にお伝えする
- (5) 安心安全で穏やかなまちづくりに向けた提起を行い実行する



宗教法人発行の子供向け冊子の戸別投函について

2014年4月下旬、仰木の里地区において「幸福の科学 琵琶湖西支部」と印字された「ヘルメスエンゼルス218号」という冊子が戸別投函されたとの報告がまち連に届きました。この冊子は宗教法人 幸福の科学が発行した出版物で、内容は幸福の科学学園の話題を中心に扱ったものでした。

冊子で特徴的であった事は、子供を対象とした冊子であったことに加え、「部活動でのがんばりは教団の伝道につながる」「学園の生徒たちは未成年ではあるけれども、教団の伝道の一翼を担っている」等の記述、さらには那須校、関西校それぞれを紹介した上で「高貴なる義務…(中略)そのバックボーンにはやはり、宗教的なものがなければいけないのです」という、学園の宗教色の強さが際立っていた点でした。

残念であったのは、冊子投函がなされた数多くのお宅では「幸福の科学関係者の訪問や投函等お断り」のボードが掲げられていたことです。過去の学園建設計画経緯の末、幸福の科学グループからのチラシ投函・受取り拒否の意思表示を行っている個人の意思に明らかに反した行為は問題があると考えます。

振り返れば、学園設置の計画が発覚した当時、布教を含んだ宗教活動が仰木の里住民の意思に反してでも活発に行われるのではないかと心配の声が上がっていたことが思い出されます。今回の投函はその不安が現実となった直接的な事例と言えそうです。

学習会のお知らせ

日時:2014年6月8日(日)

第一部:13時~15時 「歩こう会」

第二部:15時~17時 「情報提供会」

会場:ERA ピアライブ・コミュニティーホール

(滋賀県大津市衣川1丁目18-31)

昨年度の
学習会の様子



(2013年4月)

(2013年9月)



★駐車場には限りがあります。乗り合わせ、または、徒歩でのご来場にご協力願います。

★仰木の里学区外にお住いの方のご来場はご遠慮願います。★会場への直接の問い合わせは固くお断り致します。

学園建築裁判は地盤安全性の実質的議論へ ～新裁判長が大津市に地盤データの重要数値の公開を迫る積極指揮も～

幸福の科学学園関西校の校舎棟・寄宿舎棟の除去・使用停止等の義務付けを求める行政訴訟では裁判長の交代があり、4月からの審理は新しく山本義彦裁判長による訴訟進行となりました。裁判長交代に伴い、4月24日に行われた第7回審理では原告代表による意見陳述が行われ、学園用地の地盤の危険性と原告が抱えている不安が新裁判長に直接伝えられました(陳述の骨子は下枠に記載)。その後の審理で裁判長は、大津市が公開した地盤データの中で黒塗り非公開とされた重要数値に触れ、大津市に公開要請を行いました。大津市側の弁護士は当初出すつもりがない旨の返答でしたが、更に強い提出要請が裁判長から発せられ、持ち帰って検討することになりました。一方、原告には再度の論点整理と具体的な危険立証を求めました。このような大津地裁の積極的な訴訟指揮の下、建築裁判は実質的な安全性確認の結果が裁判官の判断に盛り込まれるように進行し始めています。

原告代表による意見陳述(要旨)

- ・ 学園用地は旧御呂戸川の真上に位置し、過去の大規模な地滑り地を多量の盛土で覆った経緯を勘案すると、宅地化に際しては相当の開発工事を要する土地ではなかったかと思われること。
- ・ 長期間放置された土地に対して、学園および建設施工業者はURの第一次開発当時に宅造許可を受けたというだけで、今回大規模建築に伴う第二次開発にあたっては開発許可不要としたこと。
- ・ 開発非該当判断については、大津市自らが公表している開発基準の歪曲解釈、これまで語られることのなかった未公表基準を根拠とする主張をするなど、その判断に誤りがあると思われること。
- ・ 広大な斜面の広域に見られる湧水現象は、谷筋や地下排水の対策が不十分な状況証拠であり、適正な宅地造成がなされたという主張には疑問を感じる事。
- ・ 大地震やゲリラ豪雨などによって学園用地が大規模な地すべりを起こし、地域に大きな被害をもたらされはしないだろうかと心から案じていること。



建築裁判の詳細解説 : 北大津まちづくりネットワークHP記事のご紹介

裁判経過と原告主張の地盤安全性の立証手法を解説する記事が掲載されています。併せて確認下さい。
[URL] http://kitootsu-net.sakura.ne.jp/stop_plan_menu/articles_otsu_district_court_201404.html

仰木の里で相次いだ水道・ガスパイプの事故。ご注意を!

2013年度末に掛け、仰木の里の生活インフラに関する大規模な事故が複数件相次いで発生しました。2013年3月18日の夕方に発生した仰木の里東二丁目の水道管の破裂事故では、マンホール・道路上に発生した亀裂部分など様々な場所から大量の水が噴き出す事態となりました。他にも、同東三丁目では管破損に伴うガス漏れ事故も発生し、いずれの事故も当日中に大津市企業局、及び消防所による緊急処置が取られました。工事関係者によれば、御呂戸川を挟んで発生した今回の事故は、いずれも多量の地下水が原因で、腐食と酸化により管が劣化したためとの事でした。特に水道管については、1992年に敷設後、わずか20年程度で穴が開いたということで、同様の事故が発生しないか心配です。今後も仰木の里の生活インフラが安全に保たれるよう調査するとともに、有事の際の連絡体制をしっかりと整える必要を感じています。



お知らせ

日時: 2014年 6月12日(木) 10時より(30分前にお集まりください)
場所: 大津地方裁判所 大法廷 ※一般傍聴に、是非ご参加ください。

